

山口県報

平成25年
10月1日
(火曜日)

目次

○告示

指定施業要件の変更予定保安林(岩国市) (森林整備課)……………一
 道路の区域の変更(道路整備課)……………二
 土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課)……………二
 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)……………二
 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)……………二

○公告

訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の取消し(長寿社会課)……………三
 介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の取消し(長寿社会課)……………三
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し(障害者支援課)……………三
 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………三
 種畜証明書の交付(畜産振興課)……………四
 電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路整備課)……………四
 下関都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………四

山口県告示第三百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。



平成二十五年十月一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

- 岩国市錦町大野字藤舞八五四の一、八五四の二、錦町広瀬字馬ノ谷日浦一五〇七の一、一五〇七の二、字馬ノ谷狭一五〇八の一、一五〇八の二、字馬ノ谷陰一五〇九の一、一五〇九の二、字馬転平一五〇一の一、一五〇一の二、字高後山一七二三の一、一七二三の二、一七二三の四、字岳ノ岡一九三二の一、一九三二の九、字岳山一九三一の七、一九三一の八、字田代奥山二〇二七の一、二〇二七の二、字馬糞ヶ岳二〇六四、錦町宇佐字浦石大道一八八三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

- 岩国市錦町府谷字滝宇津一四、一五、一七、字滝のうつ二五二六の一から二五二六の四まで、字竹のうつ二五四九、錦町広瀬字立野一九六、一九七、三二八三、三二八八、三二九〇、字大元二二〇二、字大平三二八七、三三〇一、字豆樋三三二九の二、三三三〇の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年十月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月一日

山口県知事 山 本 繁太郎

道路の種類 県道
路 線 名 下松新南陽線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
周南市西松原三丁目七七の一 地先から 同市西千代田町一六九の二地先まで	最狭 二二・三〇	最狭 一一・五〇	一、〇七四・〇	一、〇七〇・四	

山口県告示第三百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十一年山口県告示第三百十五号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十五年十月一日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 解除に係る区域の名称 鑄銭司(一)(9)
- 二 解除に係る区域の範囲 次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十五年十月一日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 区域の名称 鑄銭司(一)(9)
 - 二 区域の範囲 次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十一年山口県告示第三百十六号）により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

平成二十五年十月一日

山口県知事 山 本 繁太郎

(三四〇) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成二十五年十月一日

山口県知事 山本 繁太郎

種畜証明番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
一一三四五	関撰久	黒毛和種	平成二四、五、一三	山口県二級	美祿市伊佐町河原	〃	〃
四二四四	(全和二〇一子山黒二三四二)	黒毛和種	〃	山口県二級	美祿市伊佐町河原	〃	〃
一一三四五	百合美津福	〃	〃	山口県二級	美祿市伊佐町河原	〃	〃
六六九五	(全和二〇一子受卵広黒一三)	〃	〃	山口県二級	美祿市伊佐町河原	〃	〃
四四五六	(全和二〇一子受卵広黒一三)	〃	〃	山口県二級	美祿市伊佐町河原	〃	〃
一一二四六	良志福	和種	三、三〇	山口県級外	〃	〃	〃
七七八四三	良志福	和種	三、三〇	山口県級外	〃	〃	〃

(三四一) 電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。

平成二十五年十月一日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類	路線名	区	間
県道	下松新南陽線	周南市西松原三丁目七七の二地先から 同市西千代田町一六九の二地先まで	

(三四二) 下関都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年十月一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
下関都市計画下水道下関市公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

平成二十五年十月一日印刷
平成二十五年十月一日発行

発行所 山口県庁
山口県知事